七十三　洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第二条第六項第一号に規定する営業を除く。）
七十四　その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）
七十五　娯楽業（適正化法第二条第一項第七号（まあじゃん屋を除く。）及び第八号（ゲームセンターを除く。）、第六項第二号、第三号及び第六号、第七項第一号並びに第八項から第十項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
七十六　廃棄物処理業
七十七　自動車整備業
七十八　機械等修理業（別掲を除く）
七十九　物品賃貸業
八十　広告業
八十一　その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸ぎ周旋業を除く。）
八十二　その他のサービス業
2　指定期間
市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。
なお、平成二十三年経済産業省告示第八十八号は、平成二十三年十月一日に廃止する。

**○東北地方整備局告示第百六十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年九月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十二号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 山形県西村山郡西川町大字水沢字石倉二九四番一から同町大字水沢字坂ノ下二〇五番一まで | 前 | 一五・二〇～六八・五〇メートル | 一・〇二〇キロメートル |
| | 後 | 一五・二〇～六八・五〇メートル | 一・〇二〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第百六十一号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年九月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 百十二号 | 山形県西村山郡西川町大字水沢字石倉二九四番一から同町大字水沢字坂ノ下二〇五番一まで | 東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年九月三十日

**○東北地方整備局告示第百六十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年九月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 鶴岡市中清水字玉作八〇番一から同市下清水字田中二九四番一まで | 前 | 二五・二〇～八三・三〇メートル | 一・四九九キロメートル |
| | 後 | 二五・一〇～八三・三〇メートル | 一・四九九キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第百六十三号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年九月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 七号 | 鶴岡市下清水字田中八二番から同市下清水字田中二九四番一まで | 東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年十月一日

**○東北地方整備局告示第百六十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年九月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十三号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 大仙市東川字屋敷後二三三番から同市戸蒔字谷地添八六番一まで | 前 | 三二・二〇～三九・二〇メートル | 〇・一五二キロメートル |
| | 後 | 三五・五〇～一四三・六〇メートル | 〇・一五二キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第百六十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年九月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十三号 | 大仙市東川字屋敷後二三三番から同市戸蒔字谷地添八六番一まで | 東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年九月三十日

**○関東地方整備局告示第三百七十二号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十三年九月三十日　関東地方整備局長　下保　修

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十六号 | 昭島市緑町五丁目二九一四番一地先から同市松原町五丁目二九三七番一六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局相武国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年九月三十日